



様式第3号 (表面)

(日本工業規格A列4)

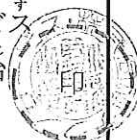
届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしがいいしゃてくのさーびす 株式会社テクノサービス

② 届出者 氏名 代表取締役 高橋好治



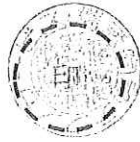
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許可番号	01—ユ—300254
(ふりがな)	かぶしがいいしゃてくのさーびす
④ 氏名又は名称	株式会社テクノサービス
(ふりがな)	〒001—0035 電話 011 (737) 8066
⑤ 所在地	ほっかいどうさっぽろしきたくきた35じょうにし6ちょうめ 北海道札幌市北区北三十五条西六丁目 1ばん1—306ごう 1番1—306号
⑥ 適用開始・変更予定日	平成30年 3 月 20 日
⑦ 届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧ 備考	連絡先：専務取締役 岡田章仁 (おかだあきひと) TEL 0438-60-8411 (千葉支店) FAX 0438-60-8412

平成30年 3 月 13 日 提出代行 北桜労働法務事務所
社会保険労務士 (登録第01080021号) 田原 咲世
〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6番地 37 山京ビル802号
TEL 011-807-7115 FAX 011-807-7116





手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>5,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-ユ-300254

事業所の名称 株式会社テクノサービス

事業所の所在地 札幌市北区北35条西6丁目1番1-306号